

第四十八回 参議院運輸委員會會議錄第十二号

昭和四十年三月十六日(火曜日)

午後一時二十五分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

野上 進君
加賀山之雄君

補欠選任

後藤 義隆君
佐野 廣君

出席者は左のとおり。

委員長 松平 勇雄君
理事 前田佳都男君
吉田忠三郎君

委員

井野 碩哉君
江藤 智君
河野 謙三君
後藤 義隆君
佐野 廣君
平島 敏夫君
相澤 重明君
小酒井義男君
浅井 亨君

國務大臣

運輸大臣 松浦周太郎君

政府委員

警察庁刑事局長 日原 正雄君
運輸政務次官 大久保武雄君
運輸大臣官房長 堀 武夫君
運輸省海運局長 若狹 得治君
運輸省船舶局長 芥川 輝孝君
運輸省港務局長 佐藤 肇君
運輸省鉄道監督 深草 克巳君
局固有鉄道部長

事務局側

常任委員会専門 吉田善次郎君

本日の會議に付した案件

○造船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから運輸委員會を開会いたします。

初めに委員の異動について報告いたします。本日付をもって委員野上進君が辞任し、その補欠として後藤義隆君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 造船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○相澤重明君 前同、この造船法の改正に伴う質疑の中で、日本の保有船舶はどうなっているか、その推移状況、あるいはこれから運輸省が日本の経済全般の中でどういふふうな方向をとるかということ、資料を御提出いただきましたが、きょうはこの問題をやる時間がかりますから、これはいずれまた御説明をいただくことにして、当面人権問題に關係することについて一点だけお尋ねをして、きょうの造船法の改正については私は賛成をしておきたいと思つております。

その一つは、すでに日本の港に働いておる人たち、いわゆる労働者ですね、この人たちが労働組合をつくつておる。その労働組合は、全港連という連合体の組織、あるいは日港労連という全体の組織、こういうようなそれぞれの業種あるいは作業等によってみんな労働組合を組織して、常に職

場の環境の浄化あるいは作業の能率化というような点について努力をされておる。運輸省はこれらの日港労連なり全港連なりという組織から船の問題についていろいろな陳情を受けておると思つが、特に船の中で作業をする場合の、まあ極端にいうと、便所、休憩所、こういうような問題について申し入れを受けておると思つ。そういうことについてどういふふうにいままで処置をとつたか。これは作業員として、また労働組合として

は、きわめて大事なことであるから、私は昨年東海道新幹線が開業する前に松浦運輸大臣と懇談をしたときにも、二人乗務の問題で、はたしてこれが一人ではいのかどうか、生理的現象の問題も含めて、もちろん実はずんずん等があつても受けてはおるけれども、こういう問題をどうするかというところでわれわれが相談をしたときに、運輸大臣も非常に御努力をされて当時解決したことは、皆さんも御承知のとおりなんです。ところが、船の問題という、比較的小さなざりながら、船の組合から申し入れが行つておるはずである。この申し入れについてどう処置をとつておるのであるか、これはきわめて大事なことであるから、この際政府から御答弁を願つておきたい。

○政府委員(佐藤肇君) この問題は、確かに大臣のほうに陳情がございまして、運輸省といたしましては、便所を使つたというようにして措置をしたこともございまして、船の船員との間にトラブルがありました。こういうような事情から、それはそれとして協議を同時に、埠頭になるべくたくさんそういうような施設を設けるということ、港灣管理者とも協議をしていられる次第でございまして。

試験の手数料の問題を質問した。私がこの前質問で言ったのは、日本の造船技術というものは世界的に見て進んでいるか、ないか、こういうようなことは、私自身としては、日本の造船技術というものは高く評価していいんではないか。そこで、船をつくるときに、青写真をつくり、模型をつくり、そして、これが実際に造船する場合に、今度はいよいよ水槽試験をしてみる。その水

槽試験について、それがいまままでどうであつたかといふことは、ほとんどが改善をされておる、こういうところまでの答弁があつたわけです。私は、もちろんそれについては政府も努力をしておるだろうし、関係造船工業界自身も非常な努力をしておることを認めておるから、よりよいものをつくるのだというなら、せつかくこういう水槽試験までやつて船の完全な機能を果たさうということであるから、それに必要不可欠な休憩所とかあるいは便所というものは当然つくらなければならぬ。ところが、一般につくられておる貨物船等については、その乗員のものしかないわけだ。したがって、その外部から上がった者についてはないわけです。ここが問題なわけです。だから、作業をする場合に、荷役をする場合に、そういう人たちのための一体船をつくる場合に政府がどういふふう

に指導をしておるかということが問題なんだ。あるいは、造船工業界がそういう多くの意見というものを受けて、そうしてこの造船をする際に、これらの施設というものを含まかどうか、こういうことは、これはもう私はきわめて大事なことである。外国の例をとれば、外国でもそういう港の中における船内荷役作業等については、そういう作業員のための便所なり休憩施設をつくつておるところがあるわけなんです。現に、ところが、日本の場合にそういうのがないから、そこで総理大臣なり運輸大臣に過去何回かにわたつてそういう陳

話にならぬ。私は造船法のいまの改正の中で水槽

試験の手数料の問題を質問した。私がこの前質問

で言ったのは、日本の造船技術というものは世界

的に見て進んでいるか、ないか、こういうような

ことは、私自身としては、日本の造船技術とい

うものは高く評価していいんではないか。そこで

、船をつくるときに、青写真をつくり、模型を

つくり、そして、これが実際に造船する場合に

、今度はいよいよ水槽試験をしてみる。その水

情が行なわれておるわけです。だから、せつかくこの造船法という——いま水櫃試験の手数料の問題ではあるけれども、私はむしろ、船をつくる際のそういう基本的な考え方について、政府の指導体制というものをやはり強化してもらいたい。こう思うので、よい機会であるから、政府がそういう船をつくる場合に、そういう福祉施設、いわゆるこの休憩所、便所の施設というものを指示するようにできるのか、できないのか。これは船を持つ人の立場から言えは、なるべく荷物をたくさん積みスペースを多くすることは、これはいいかもしれないけれども、他面働く者の健康管理あるいは労働管理、こういうものからいけば、それもあわせてやらなければ、これは意味がないと私は思う。私はかつて四十九トン型のマグロ漁船の問題についてもこれは言ったことがあるのです。ポーンナス・トン数というものは一体どういふことか、こういう話までいふんこの当委員会でもやっただけです。したがって、この造船法の場合に、単なる水櫃試験の手数料の値上げというだけでなく、私はこの機会にそういうこともひとつ政府には前向きな姿勢をとってもらいたい、こう思う。そういう意味で、ひとつこれはやはり運輸大臣にお答えを願ったほうがいいと思うので、そういう要請はもう行っているのですから、そういう要請はおるのですから、佐藤総理大臣も今年の一月——二月だったかな、そういう申し入れを受けて、やはり関係者とよく相談をするということになつてはいるのだから、私はやはりそういう点については監督官庁である運輸大臣が強力に推進してもらいたい、こう思うのです。その点について大臣の説明を聞いておきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) ごもつともな御質問でございます。昔から日本は船屋の白ぼかまといつて、優秀なものはすべて商品にして、自分は全く売れ残りであるとか、あるいは犠牲になつていく、そういうよいものをつくつてはいるというものが日本のいままでのしきたりでありましたが、そういう封建時代と今日とは違つておりまして、

おつしやるような完全な、そういう現場におきましても、家庭におきましても、いわゆる労働の福祉施設というものが完備することによつて、技術革新も行なわれ、同時に労働の生産性が向上するということになるのでございますから、おつしやるような程度の休憩所であるとかあるいは便所であるとかというぐらゐのものは、造船並びに船主協会、その他政府、この三者が一体になりまして、あるいはその中間に立つて、御期待に沿うように実現に努力いたします。

○相澤重明君 運輸大臣がきわめて誠意ある答弁で、私も満足であるわけですが。しかし、大臣にそういうことを積極的に推し進めてもらうためには、やはり実情というものを知らなければならぬ。港務局長は、二月中に全国の港で作業中にどのくらいの人が災害を受けておるか、けがをしておるか、死んでおるかということについて発表を願いたい。

○政府委員(佐藤肇君) ただいまその資料を持っておりませんので、後刻資料として提出いたします。

○相澤重明君 持っていなければ、そういう事実を知つておるか、それとも報告を受けておるか、そういうことも全然知らないのか、その点について御答弁を願いたい。

○政府委員(佐藤肇君) まだ資料を、私のところには報告を受けておりません。

○相澤重明君 運輸大臣、いま港務局長はそういう答弁です。まだ聞いていない、資料を持っていない。これは大阪港だけでも四人ものどういふ犠牲があつたんだよ、二月中にね、運輸大臣。そういうことではだめなんだよ。だから、いつも言う人命尊重ということほど大事な仕事はない。災害をどうしてなくすか、こういうことについて運輸省がもつと前向きな姿勢でやらなければだめじゃないか。だから、申し入れを受けたって、その申し入れというものはなおざりにされて、ただ机上に積まれた申し入れなんというものは意味がない。これはひとつ港務局長と船舶局長、どっちで

もいだが、先ほど大臣はまことにごもつともな点だということ而努力をするということをお誓いになつたのだけれども、いままでそういうことについて大臣とどのくらい相談しましたか。たとえ便所とか休憩所の、そういうふうな労働者の災害をなくす、あるいは生理的現象をよくするような施設をつくるように、どういふふうな運輸省内では御相談したのか、そういうことをひとつ、あつたならばあつた、なかつたならばなかつたということをお答弁を願いたい。これは運輸大臣よりも関係の局長だ。

○政府委員(佐藤肇君) この問題につきましては、大臣に、たしか日港労連だと思いましたが、会見をいたしましたときに、その陳情書をもつて説明がありました。これにつきまして、私どもから大臣にそのときに実情を御説明申し上げたわけでありまして。その後、われわれといつしては、船主協会と、それから海運局とも処理については話をしておるわけですが、実情はなかなかお互いに、船の乗り組員と港務労働者の間の問題でして、うまくいかない、こういうのが突ち切つたわけではございませんから、あらためて神戸港その他におきましては、四十年に行なう福祉施設の一環として、埠頭においてなるべくよい便所を設けるといふことで、管理者と協議を進めておるのが現状でございます。

○相澤重明君 日港労連の申し入れについては、大臣とお会いする際にそういう話をされた。全港の申し入れについてはどうなされたのですか。全港の申し入れがあつたか、なかつたか。

○政府委員(佐藤肇君) その前に全港から申し入れがございまして、これも大臣に御説明申し上げております。内容は同じものでございます。

○相澤重明君 船主と乗り組員との間の問題があつて、まだ具体的にその問題については進んでいない——政府はそれをどういふふうによろうとするのか。

○国務大臣(松浦周太郎君) ただいま港務局長から答弁をいたしましたように、そういう事故は、院内の応接間並びに省内の応接間で直接に会いまして、いろいろ話を聞きました。その後におきまして、人権尊重の内閣は、交通による災害のみならず、すべて各省の担当大臣は、一人でも命を救わなければならぬという言い渡しが、ありまして、さうそく省議を開きまして、各局長、長官、いろいろそれそれから、長時間にわたつておのの持ち場持ち場の報告を受けて、それに該当するような事故防止に対する指令を出させるようにいたしましたのであります。神戸、大阪その他の方面には、行政的には、海運局に対しまして、われわれの意見がすでにすつともう一月の上旬に通達されてございます。それがどういふふうなその後展開されて実施されておるかという点については、まだ全部は回つておりませんが、実はこの間清水港に一月中参りました。二月になりましたから東京港を回りました。そのときに局長にいろいろ聞きましましたところが、徹底していろいろ注意をいたしておりましたが、いろいろ設備の不十分なる点、あるいは思わざる暴風が起つたような点について、負傷者が出た等のことがありますが、去年よりも少なかったという報告を両港では受けております。六日に実は私は名神国道のバスの開通式がありまして、行くことのできなかったから、名古屋にはまだ行っておりません。しかし、今後日曜を利用いたしまして、各港を視察いたしましたので、その悪い点は、来年度以降の予算に反映せし

めて、御期待に沿うように努力いたしたいと思っております。

○相澤重明君 大臣が積極的に実情を調査されるという点について、賛成、私も委員長に、いずれ今月の予算が通った後に、四月に入つたならば、そういう港湾問題あるいは船舶問題等について、当委員会としても派遣をして現状を調査してもらいたいという希望をしておるわけです。これはいづれあとと提案します。

そこで、大臣のそういう前向きな姿勢については、非常にけっこうだが、たとえ大阪港の二月中における船内荷役労働者が四人死亡しておる。その死亡の条件を見ると、確かに未熟労働者等ということも一つは見られる。しかし、もっと予防をすれば当然措置がとれたものが、実は人為的なそういうものが講じられておらない。したがって、予防をすればそういう人身事故はなかつたと思われたいへん多い。こういうことについて、この災害事故防止の監督官庁である大阪労働基準監督官が、現場の指導というものについては、全くこの事実をよく知らぬ、安全面については、協力しておらない、こういうようなことを所轄の浪速労働基準監督署にまかせきりだということが指摘をされておるわけです。しかも、浪速基準監督署が実際に現場のパトロールをしても、もうすうと通るだけだ。一切の指導面をしていない。実際は、労働者の不足とか、そういう未熟労働者に対するものはすべて、いわゆる経営者といつか、そういう業者によつてこれを一方的に見られておるといふような実情で、実は災害が防止できていない、いわばこれは人災なんだ。その人災の最たるものが人身事故が、こういうことになると、私はこれはほうっておけない。そういう事故をなくすることが、政府であり、またわれわれ国会でもあるわけだ。そういう点について、私は、積極的な対策というものを持たない限り、港におけるところのそういう不幸な事故というものはなくすることはできない、こういう面では、これは一つ

の例で、いづれ労働者を究明するつもりです。

労働大臣や関係者の局長を呼んで究明するつもりですが、とにかく運輸省といえども、そういう問題は、労働者の問題は労働者だといふわけにいかない。さつき局長が答弁するように、これはやはり港湾荷役の問題等については、船主なり、あるいは全港振といいますが、あるいは労働者の問題なり、総合的に考えて施策をしなければ事故はなかならない、そこで申し上げたのでありまして、その点については、いづれ港湾問題等についてもお互いに意見を交換する時期もあると思ひますから、あとの議題に譲りますが、そこで船舶関係にいま一度戻るといふけれども、どうなんでしょうか、運輸大臣はさつき、そういうふうな福祉関係といひますか、便所や休憩所、食堂というふうなものをできるだけ船につけてやるということについては賛成でしよう。これは反対ではないわけですが、賛成だとするならば、船舶の検査を行なう運輸省の船舶関係としては、そういう構造上の問題を、関係者と相談をしてつくるようにしなければいけないと私は思ふのです。ただ精神訓令でもって、そういうふうにしてほしいというだけでは、なおるものではない。船舶関係としてはどういふふうにかえていられるのか、その点をひとつ御答弁を願ひたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは私の責任であります。これは、いまの御指摘になりました点は、進んで造船業者なり船舶業者なりがやらなければならぬ理由があるのです。なぜならば、いま特殊な階層といふことを使っちゃいけないけれども、関係のある人でないし船内荷役をやつてくれないといふような状況なんです。というのは、一面から見れば労働の過重、他面から見れば、ああいう船内のハッチの中における作業の独特な技能というものをだれも持っていない。いま大阪のお話がありましたとおりであります。でございまして、今後これから七百四十万トンの船をいまして、それに労働待遇が悪かつたり、あるいは福祉施設が悪かつたり、その他一般の社会よりもよい条件を備えなければ、自然に人は集

まつてこないし、そういう事故から守るためにもこれは必要なことであつて、こちらから言うよりも、向こうのほうがかういふふうな施設にしたかにおいでくださいと言わなければならぬ時代になりましてから、その需給関係がそういう状況になつてきておるから、われわれがそれをすすめて、それを峻拒するような会社は、みずからが世の中からきらわれて、企業は地上から消えていくということになるのです。世の中の人に愛される企業が最後の勝利者であると思ひますので、それを喚起する役目はわれわれの役目でございますから、十分に説得いたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思つております。

○相澤重明君 いまの大臣の答弁したようなことが、これは国際条約であるILO三十二号条約の内容なんです。ILO三十二号条約というものは、そういうことをやれということになつていゝ。わが国は、まだわが国会ではILO三十二号条約は批准をしておらない。おらないけれども、国際的にはそういうことをやろうじやないかというところが、進歩的な各国におけるところの労働者の条件をよくしていくことになる。そこで、船舶局にはそういう点を進んで、いま大臣が言うように、関係業界の人たちも進める、もつと進めば国会全体としても、政府がILO三十二号条約を批准せよという運動にまでいかなければいけない問題だと私は思ふわけなんです。その点については、大臣と私の意見が一致いたしましたから、これから大臣が関係業界に対してそういう前向きな姿勢をとつてもうように御努力いたしてください、私もこの問題終わりたいと思ふ。しかし、これは大臣の言うことを、事務局がそういう準備をしなければなりませんから、この際局長から、そういう点について、準備をこういふふうにするというぐらゐのこの意思表明を聞かないと、大臣がかつてに言ったなんということを言われたら困る、こういう点で答弁を求めます。

○政府委員(芥川輝孝君) ただいまのILO条約の問題は、私よくわかりませんが、船舶局で扱つておりますのは、船舶の設備、そういうふうな見地からこれを各種の法によりまして規制をいたしましたりその他してありますが、何も船舶の設備関係の法のみならず、別の法律によつても船舶はかように規制を受けており、そしてその規制のもとにやられる性質のものであるかと考えております。ただいま御指摘の問題につきましても、船員なり港湾労働者なりの待遇の問題が主であるかと存じますが、そつちのほうの局でかくの設備をするのがよろしい、そうならば最も船舶として合理的な設備をするという考え方で今後問題を具体的に処理してまいりたいと存する次第であります。

○相澤重明君 それでは、一つ注文をつけておきます。いま局長から、関係者の意見も出されておりますから、運輸大臣に私の申し上げた、ILO三十二号条約を直ちに批准ということについては、まだそれまで行つてないようだから、問題はいさ少し煮詰まらないといけないと思ふのですが、少なくともそういう港の労働者の作業に大事な問題については、大臣がおっしゃつたように関係局長を集めてすみやかに対策を講ずるようには望んでおきたいと思ふ。この点について再度大臣の御答弁をいただいて、私は了承して、この法律案については賛成をしておきたいと思ふので、答弁いかにしてはどうかおねがひ。

○河野謙三君 関連。いま、港の労働者のいろいろ待遇改善その他の問題で御議論がありました。これはいづれ旧来の陋習というものはなかなか打破できないで、改善すべきことはたくさんありますけれども、ただ一面、これは認可料率で

○国務大臣(松浦周太郎君) 非常にきよきは啓蒙されて、私二十年若返つたような気がいたしました。したがういまして、おくられている現状を近代化するためには極力努力いたしまして御期待に沿うようにいたします。

三

改善その他諸設備の完備、そういうものを要求する以上は、認可料率につきましても運輸者の側において並行してお考えにならぬと、これはなかなか大臣おっしゃる通りに簡単にいかないと。認可料率についてはどういふふうにお考えになつていますか、現行の認可料率をどういふふうにお考えになつていますか。

○政府委員(佐藤隆君) 現行の荷役料率につきましては、いろいろ問題もあるようでございますが、現在一番力を入れてやりたいと思つておりますことは一貫作業料金というたてまででございますが、それを三・三答申にもありますように、一つの集約化という線を中心にして、やはりこれは管理料金と作業料金というものを明確にするということ、もう一つは料金の算出形式というものをもっと簡素化すべきじゃないか、この二点を中心にして検討を進めておる段階でございます。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま河野さんの仰せになりましたことは、もう一つさかのぼつて重要な問題が含まれておる。それは港務労働法の問題でございます。これは、私は労働省におつたものですから、労働省におつた者が何でおまえこんなことまで返事しないんだというので、石田さんからずいぶん再三再四催促を受けておるのですが、あの状況から見ると、労働手帳をほんとうに消化できるかどうか調べて、ほんとうに調べましたならばどういふことが出てくるか、それはちよつとここでは申し上げられないようなこともあるしいたしますから、われわれのほうではこの法律は成立させていただきまされども、この法律が港務労働社会において完全に行なうことのできるように啓蒙あるいはそれに対するいろいろな訓練ということをいたしますから、その間には、そういう意味において港務調整審議会というものをつくりまして、そこで協議しまして、一般労働者と同じように、この港務労働法を守つていけるようにしたい、こういう条件でようやく話をづけたくらいでございます。局長さんを何か議員さん

はすぐ頭からこきおろされるのでありますが、それは一般の陸上の化学工業をやつておる機械的なあるいはオートメーション的な工場で働いておる人と、あのどろどろにまみれた荷物を肩にかけて倉庫に運ぶ連中は、全く違ふんです。ここをやはり両方考へてもらわないと——日本は過渡期にあるんです。これがハンブルグやあるいはニューヨークのように、港の両岸にはクレーンが林のようにあつて、そのクレーンのうしろには必ずインクラインがあつて、あるいはベルトコンベヤーがあつて、あるいはエスカレーターを使つておるとか、あるいはパイプがあつて、すぐサイロがあつて、ボタン一つでやつておるんです。そこが日本では、船内に入つて、もつこにかぎかけてやる姿は、よくけがをしないと思つて、一般機械産業や化学産業でやつておる労働者と同じに見ることはできない。それを同一に見れるように向上さしてあげたいというのが、私たちが自分に労働行政の経験があるものだから考へて、中間をとつて二カ年間訓練時代を置いたわけです。河野さんのお話の中には、そういう意味も含まれておることを御承知願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 大臣の考へておられる方向、並びにそれに非常に勇氣を持つてやらなければいかぬというお気持ちだと思ひますが、よくわかりませんが、ただ現状におきまして、たとえば港務の荷役において邦船と引船との差別があつたり、これらあたりも必ずしも筋が通つておりませんよ。これはある程度現状に妥協したんだと思ひます。妥協した案というものは筋が通らないにきまつておるんです。それからまた、日曜日、また祭日に特別の手当を出しますと、早い話が労働者は手当をもらいますと月曜日来ないんです。そういう現実の問題が非常にありますから、これはもうきめた以上は断固としてやらなければいかぬが、きまるまでは、よけいなことですけれども、よほど慎重にやられて、いま私が前段申しました邦船と外国

船とのあの差別待遇、ああいう筋の通らぬことを再びやらないように十分の御検討を私はいたい、きめただけは断固として大臣おっしゃつたようにやるということをお願いしておきます。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) それじゃ速記とつてくだされば、この際、委員の異動について報告いたします。本日付をもつて委員加賀山之雄君が辞任し、その補欠として佐野廣君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、これより討論には入りませぬ。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。造船法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(松平勇雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

がとうございました。厚くお礼を申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) 港務整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○相澤重明君 この際、港務関係について、特に暴力団問題についてお尋ねをしておきたいと思ふのであります。

港務というのは、先ほど大臣からも御答弁がございましたが、港務荷役の問題はきわめてこの日本の場合でも国際収支改善に大きな役割を果たすわけです。しかしながら、作業全体としてはまだ近代化ということが不十分で、人による作業というものが多く、現実にはまた人でなければできない仕事がたくさんあるわけです。そういう問題で、港務労働等の問題については、これは政府も国民もみな一語になつて最もよい方向をつくらなければいけない、これがいわゆる昨年の三・三答申の骨子でもあるわけです。そういう意味で、政府が三・三答申をいかに尊重して法律をつくつていくかということが大事なことであると思ふので、まずこの基本的な問題をお尋ねいたしたい。

〔委員長退席、理事前田佳都男君着席〕
次に、港務労働の中におけるいろいろな問題点があると思ふ。その中でいま非常に社会的に脚光を浴びておる暴力団の問題について、警察庁から、港務等における暴力団問題というものは、どういふふうになつておるのか、その実情をひとつ御報告をいただきたい、以上であります。

○政府委員(佐藤隆君) 三・三答申につきまして、一つは港務労働の問題、これは常用化をはかるといふことが一つございまして、その次は、港務運送事業を集約化し、合理化するといふことでございます。三番目は、この港務の管理運営を近代化する。この三つでございまして、港務労働対策といつたしましては、労働省が今国会に港務労働法を提案することになつております。港務運送事業につきましましては、これはまだ実は、この三十四年

の法律の改正のあと始末と申しますか、免許の切りかえが完全に行なわれていないというような実態でございますが、急速にこの結末をつけまして、その後、来年度におきまして港灣運送事業法の一部を改正したい、で集約化を進めていき、合理化を進めて行きたいということをお考えおるわけでございます。もう一つは、この港灣の管理運営の近代化ということでございますが、この港灣の能力というものは、やはり労働と、それからもう一つは施設の増強ということになし得るのなと思ひますが、この施設の増強というのが、最近のように荷物がふえてまいりますと、相当多額の資金を要するということになるわけでございます。したが、いまして、この施設の増強につきまして、港灣管理者の財政の問題が必然的にあらわれてまいります。このようなことから、財政問題を中心といたしまして、いかにして港灣管理を合理化するかということで、この四十年年度予算におきましては、港灣審議会の中に管理部会というものが設けられることになっておりました、この部会において財政を中心とした港灣管理の近代化というものを検討してもら、こういうことになつておるわけでございます。この管理部会につきましては、実は予算が成立いたしますのが四十年年度からでございますが、実行といたしましては、昨年の八月から實際上管理部会をもちまして検討を続けておるといふことでございます。

が、もっぱら港灣地域に果食しまして、荷役なり沖仲仕なりあるいは船舶運送業務等の港灣特有の業態に寄生している暴力的な団体は、全国で七十団体ほどございます。このほかに、いわゆる博徒等のやくざ団体の主要幹部で船内荷役等の港灣関係事業の経営主や役員になっておる者がございまして、これらに対する取り締まりの方針でございますが、警察としては、これら港灣に寄生する暴力的な団体、沖仲仕等の労働者を相手に、けんかなり、ゆすりなり、たかりなり、あるいは賭博等を行なつてみたり、あるいは仲間同士で集团的な抗争を行なうというような暴力的な不法行為をなすことが多いのでございまして、そういう面につきましましては、検挙の徹底につとめておるところでございます。それから、こういう団体ややくざ団体の所属の業者が一般の業者や従業員に対して不当な圧力を加えるというような不法行為がある場合には、これまでもきびしく追及して検挙をはかつております。また、港灣には、いろいろな関係の機関がございまして、それから業者がおるわけでございますので、そういう間で暴力追放の活動を行なう場合には、警察としては、十分これらのものに被害が加えられないように保護する、あるいは緊密な連絡をとるといふようなことで、十分協力してまいるように考えております。

といわれるか、組といわれるか、そういうものも含んで、いろいろな仕事をされておる、港灣関係の仕事をされておるものは七十四団体ある、そのほかに博徒等のものもあるという御説明をいただいたのですが、おもだつたものはどういふ団体になつておりますか。

○相澤重明君 いま警察庁から、いわゆる暴力団といわれるか、組といわれるか、そういうものも含んで、いろいろな仕事をされておる、港灣関係の仕事をされておるものは七十四団体ある、そのほかに博徒等のものもあるという御説明をいただいたのですが、おもだつたものはどういふ団体になつておりますか。

捜査上の問題もあるだろうし、また事実、平常の仕事をしておる場合には、かえつて政府機関がそういうことを言うことがマイナスになることがあるのですね。そういう意味で、慎重な御配慮だろつと私も思つておるわけですが、しかし、現実に港灣作業の問題について、もしいまの暴力団とかあるいは組といわれる人たちの行動によつてその港の作業といふものが不明朗なものになると、私はこれはゆゆしい問題だと思つておる。そういう意味で、俗にいう、港灣関係のそういう労働者の手配師というか——という問題について運輸省はどう考へておるのか、あるいはまた警察庁としてはそういうような事実といふものをおつかみになつておるかどうか、この点御両者からひとつ答えをいただきたいと思つておる。

○政府委員(佐藤隆君) この組関係の手配師といふことでございまして、われわれが実際免許しております運送事業者関係におきましては、日雇い労働者と申します者は、職業安定所の紹介を得たものだけを使つておる、こういうことになつております。で、それをさらに詳しく実情を調べますことは、われわれのほうよりも、むしろ労働省の関係ではないかと思つておるわけでございます。

○相澤重明君 警察庁から……

○政府委員(日原正雄君) お話しの手配師は、いわゆる求人連絡員という形で私も把握いたしておると思つておる、そちらのほうは詳しいんじゃないかと思つておる。

○相澤重明君 そうしますと、これはいま御両者の御答弁をお聞きしておりますと、主管省である労働省がそういう労働問題については専門的な立場であるから、そこが一番よく知つておると、こういう御答弁だつたと私は思つておる。しかし、いま世間の問題になつておるこの暴力団等の問題については、これは、警察庁といへども、運輸省といへども放ては許さないわけですが、そこで、関係各省庁の中でそういう打ち合わせなり対策なりといふものをやられておるのですか。それとも、そういうものはいまの御答弁の範疇以内で結局は労働省におまかせしておると、こういうことなのですか。その点いづれでしょうか。

○政府委員(佐藤隆君) この問題につきまして、特に労働省その他と打ち合わせをいたしたことはございませぬ。

○相澤重明君 警察庁はどうですか。

○政府委員(日原正雄君) 私どもは求人連絡員の問題にいたしましたも、それが法律違反になります面につきましては関与をいたしては行かぬわけでございますので、その限度においてはいろいろ関係各省との出先機関で互いに連絡をとることはございませぬ。個々の詳細については、私も報告を十分受けておりませぬ。

○小酒井義男君 関連して警察庁の方にお尋ねしたいのですが、過去における暴力行為等についての港灣関係の検挙件数というふうなものは、おわかりになつておりますか。

○政府委員(日原正雄君) これはお尋ねのお答えになるかどうかかわらないのでございませぬが、先ほど申しましたように、暴力団の介入の状況で申しましたとおり、七十四団体のものもっぱら港灣地域に巣くつておるものというところで、これの統計はございませぬ。ただこれ以外に、ばく徒等やくざ団体がいろいろ介入しておる。これは港灣地域その他の地域に分けて統計がとつてございませぬので、これは統計がございませぬ。で、先ほどのほうの部面を申しますと、昨年で申しますと四百八十六人を検挙いたしておる。これは罪名は各種多様にわたります。

○小酒井義男君 そうすると、やはり港灣関係にも暴力団がいろいろ介入しておるといふ事実は認められておるわけなんでしょう。そこで、いろいろな方面での暴力追放という運動が進んでおるんですが、港灣関係の労働者の間でも、そういうことでは積極的に協力をしていくというふうな方針をお持ちになつておるのか。あるいは現地に對して最近指示でも出されたような例もあるのか承り

たい。

○政府委員(日原正雄君) 港灣における暴力団犯罪として警察が検挙をした事例としては、先ほども申しました求人連絡員が自分の確保した労働者に対して仕事の能率を確保するとか、いろんな理由で暴行傷害を行なうというような事犯、あるいは求人連絡員が行なう労働者の募集の仕事に対して、暴力団員がなわ張り料というような名儀であるいはたばこ銭とか、あるいはあいさつ料というような名義で金を喝取するような事犯とか、あるいは暴力団員が労働者相手にけんか、ゆすりたかりを行なったり、あるいは最近の新聞でも出ておりましたように賭博を行なうような事犯、こういうような事犯がいままで検挙をいたされておるわけでございます。ただ、従来はこういうような場合でも、実は被害者からの届け出がきわめて少ないのでございまして、私もからすると、もう少しいろいろな違法行為が行なわれているんじゃないかと思われような節も見受けられるわけでございますが、今後お話しのような暴力団の機運が盛り上がり、被害者なり参考人なりの協力が得られるということになれば、さらにわれわれのほうも現在暴力団撲滅のためにあらゆる方面から手を打ってまいってまいりますので、今後さらに一そう効果のある取り締まりが期待できるというふうな考えております。

○相澤重明君 先ほどの運輸省の答弁では、労働省との関係の問題についてお答えをいただいたのは、いままでもあまり暴力の追放の問題等については関係省庁の打ち合わせというものが、十分に行なわれておらぬように私は受け取ったわけです。ただ、警察庁のほうは個々のケースにおいて連絡したこともあるだろうし、またそういう事案を取り扱ったこともあるというふうな承っておるわけですが、そこで、私はいわゆる一般社会でいまいわゆる暴力追放というものが、興行界ですね、いわゆる歌謡ショーとか、あるいはお祭りとか、とにかくそういう興行界における問題が非常に大きく浮かび上がって、そういうところから暴力団追放

というのろしが上がった。そのために今度はそういうところがいままで資金源を求めておたり、生活をしておった者がだんだん苦しくなると、一番入りやすいというか、そういう中に資金源が求められる、あるいは生活ができるということ、こういふ点がまあ言われておるわけですが、この点について港灣局長は、全交通から暴力追放というような問題であつたのほうに申し入れはなかつたですか。あなたのほうで、ひとつ政府でも全交通のこの暴力追放という問題に協力をしてもらいたい。つまり、これは単に経営者がどうの、労働者がどうのということじゃなくて、国民全体がそういう気持ちにならなければ、港から暴力を追放することはできないということ、全交通の交通運輸に携わっている労働組合の共闘会議がこういう問題の討議をして、そうして労使とも立ち上がらうじゃないか、港の労働組合も暴力追放をやらうじゃないか、港の民主化をはかろうじゃないか、こういうことで、全交通の共闘会議が決議をされて政府に申し入れをされたと思うのですが、吉岡議長はのうからそういう点については政府に要請はなかつたですか。

○政府委員(佐藤肇君) この問題につきましては、新聞で最近拝見いたしましたのですが、まだわれわれのところは直接その要望は参つておりません。

○相澤重明君 特にこの港灣問題については、いま申し上げた全国交通運輸労働組合、全交通、これは海員組合にせよ、日通にせよ、あるいは港で働いているそういう先ほど申し上げた全港灣とかあるいは横浜の浜港労連という組合が、それぞれみんな交通運輸に携わっているものが入つておるわけですが、その議長が吉岡一雄君なんでありまして、九十万からの日本のそういう働いておる人たちが組織しておる組合が共闘会議を持って暴力追放に立ち上がっておるわけです。この点についてはいずれ、いま申し入れがないというならば、近いうちにあるかもしれませんが、私はやはりこ

れは単に労働組合がこの問題を取り上げたから、どうもそれに賛成できるとかできないとか、経営者が取り上げたから、それに賛成であるとかどうとかというところは、私はないと思う。そういう意味で全体の国民運動として、お互いに苦しんでおる人たちを解放するということは、非常に大事なことでありまして、政府も真剣になつて取り組んでほしいと私は思ふ。こういう点については、ひとつこれはせつかく大久保政務次官も出席しておられますから、政務次官のほうからひとつお答えを願つておきたい。

○政府委員(大久保武雄君) ただいま相澤さんから御指摘の港灣に暴力行為を排除していくという問題につきましては、私も全面的に同感でございます。港灣の近代化は、何をきかして本質的にそこから出発しなければならぬと、かようにも考える次第でございます。今後とも私もこの点については、全力をあげて御期待に沿うような方向に向かつて努力をしたいと考えております。

○相澤重明君 そこで警察庁にお尋ねをしたいんですが、警察庁としては都道府県警察本部と連絡をされて、もちろんそういう暴力団等のいわゆる暴力行為をなくすることに努力をされておると思ふのでありますが、たとえばいまの港灣等に、いわゆる特にそういう隠れみのといひますか最も多く寄つてくる。こういうところについては、関係官公庁では、たとえば港の管理者あるいは運輸省というふうなところと、いわゆるそういう問題をなくすることについての対策委員会といひますか懇談会といひますか、そういうようなものを持つておやりになつておるのですか。また、これからそういうものを所持になつてやるといふお考えがあるのかどうか、この際お尋ねしておきたいと思ふのです。

に加わり、またバックアップをしてまいつたようないきさつがございます。その後の情勢は私も詳しくは存じませんが、ただお話しのようないろいろな港灣労働行政につきましては、先ほど興行関係と暴力団等のお話もございまして、これもいろいろな特殊な事情がございまして、しかし、港灣労働関係になりますと、さらにまたむずかしい問題もあろうかと思ひます。しかし、こういう暴力団、暴力追放ということは、各方面の協力を得なければやらない問題でございますし、まあ私どものほうは、強力な長期の態勢で取り組んでおるわけでございますので、できるだけこれらあらゆる社会各層の協力を得て推進していきたいというふうな考えは、おるわけでございます。いろいろむずかしい問題があるといひますと、それを私どものほうで中心になつてということ、多少どうかと思われぬ点もございまして、関係の機関でもってそういうふうな、どういふ方向に持つていくかというふうな考え方が生まれますれば、あるいはそういう考え方を私どものほうで推進してもけっこうでございますが、できるだけそれと協力をしていく、警察は取り締まりという面でタッチしてまいるのが本筋でございますので、そういう面でもできるだけの協力はいたしてまいりますけれども、なお関係各省庁とも十分な相談を重ねて考えてまいりたいと思ひます。

○相澤重明君 そうする、いまの局長さんの答弁ですと、まあケース・バイ・ケースになると思ふのでありますが、私は基本的な問題として、内閣の中でも暴力追放ということはこれは言われておることでありまして、国民全体も立ち上がつておると、こういうことになると、一つの常設機関というところまではいくかどうかわかりませんが、少なくとも、少なくとも常設機関でなくとも、懇談会程度はお持ちになつてお互いに意見を出し合ひ、よい知恵を出し合つて事案の少なくなるように努力することがよいことだと思ふのです。そこで先ほ

は、いままでもあまり暴力の追放の問題等については関係省庁の打ち合わせというものが、十分に行なわれておらぬように私は受け取ったわけです。ただ、警察庁のほうは個々のケースにおいて連絡したこともあるだろうし、またそういう事案を取り扱ったこともあるというふうな承っておるわけですが、そこで、私はいわゆる一般社会でいまいわゆる暴力追放というものが、興行界ですね、いわゆる歌謡ショーとか、あるいはお祭りとか、とにかくそういう興行界における問題が非常に大きく浮かび上がって、そういうところから暴力団追放

ど申し上げましたように、たとえば全国交通運輸労働者、全交通が共闘会議でこういふ暴力追放に立ち上がった。したがってその申し入れを警察庁なり、あるいは東京では警視庁なり、また関係各官庁に、労働省なり運輸省にそれぞれお申し入れがあると思うのです。そういう場合には、率直に私はやはりこれらのお申し入れについて、ひとつ懇談的な方法でもけっこうですからお互いに相談をして、これらの件数をなくしていくように御努力いただきたいと、こう思うのです。その場合に、たとえば一番暴力団の組織関係とかあるいは事件関係とかで、その面の専門家である警察庁、ひとつあなたのはうで関係のこういふところがお互いに寄って相談したらどうだろうかというときには、官公庁は当然のことだと思つてですが、民間団体でももしそういう点でお話ができる場合には、私はやはり持つてやっただけがいいような気がするので、こういう点については警察庁ではどうお考えでしょうか。

○政府委員(日原正雄君) 私どもは、そういう運動をできるだけ支援するという限りにおいては、できるだけ御協力を申し上げたい。ただ、取り締まりの立場にある面から差しつかえのある面については御遠慮申し上げたい、こういう考えでございまして、運動そのものには、心から支援を送るつもりでございまして、またそれがための協力もいたします。

○相澤重明君 きょう労働省を呼んでおりませんから、いずれは港湾労働問題については、労働省を呼ばなければならぬし、また政府の責任者も呼ばなければならぬと私は思うのです。であります、やはりそういう問題を討議する際の重要なことであるから、運輸省にやはり聞いておきたいと思つて、先ほども港の明朗化といいますが、作業能率の向上といいますが、いわゆる国際競争力を培養する最も大きな点が港湾の荷役にあると思つて、そういう意味で港の労働者については、ともすればいままでは常用といわれる者、あるいはまあ常に安定をした労働力という

ものが少なくて日雇い、いわゆる人夫といいますが、先ほどの手配師等の横行したそういう件数が多かったというところは、これは否定のできない事実だと私は思う。そこで今度の三・三の客申を含んで労働省も港湾労働等の問題について提案をされておられる。運輸省としては、やはりこれらの港に働く人たちの常用化ということについて、関係の業界の人たちにおすすめておられる、この私は聞いておられるのだが、そういう作業を進めておられるかどうか。この点は運輸省の立場でひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(佐藤肇君) 常用化のみではなくて、やはり企業が近代化した姿であることが必要であると思つて、したがって、これにつきましても現在の実情は、全国で港湾運送事業関係の店舗が千八百をこえる、なお六六港で千二百というようにな非常に数の多い店舗があるわけでありまして、これが打つて一丸となつてこの問題に取り組みることが必要である、こういう見地から、まず業界が大同団結して業界の組織をつくつてもらう。現在日本港運協会というものがございまして、これは、まだ公益法人にもなつておられないし、また企画したり、調査したりする組織も弱い。こういうことでございまして、そういう企画をしたり、調査をしたりする組織を持たして、そこを通じてこの常用化ということが、やはりこの企業の健全化のために必要なこととございまして、そういうものを通じて常用化というものを極力推進していくようにしたいと考へておられるのが一つ、もう一つは、現在免許切りかえが済んでおりますのが八五%でございまして、残りの一五%につきましては、どうしてもこの六月までにケリをつけたい。と申しますのは、年度末一ぱいで作業は打ち切つて、却下すべきものを予定するわけでございますが、直ちに却下するということは、企業者もさることながら、そこに雇用されておられる労働者の問題もあるわけでございます、三月月猶予して六月までというところでこの問題全部ケリをつける。ケリをつける上には、やはり各業者の内容に

ついては監督を進めることによつて、規定の常用数に達しないものには、極力規定の常用数に持つていくようにする。こういうような両面を通じて常用化を進めていきたいと考へておられる次第でござい

○相澤重明君 前向きな姿勢で提案をされ、また、そういう政令で取り扱ひを進めようとしておられるわけですから、その点については私も同感なわけですが、そこで問題は、いまの業務の切りかえについても、何といたしても大手関係でなくて中小企業が多い港の業者なんですね。そういう面では、やはり行政的な指導面ではよく配慮をしてやらぬと、なかなかこの手続上の問題についてもおそくなつてしまふと思つて、そういう点は地方の港局等において十分指導体制を強化していかないと、いけません。一片の通達だけでこれ全部をうらうらふな切りかえができるものじゃないと思つて、そういう点で、大体八五%の切りかえが終わつておられることはけっこうなことでありまして、残されたものといへども、そういう点むしろ零細業といわれるものが多しと思つて、六月末を目途にしても、ひとつ十分な行政指導をやつて、できるだけ、本人が意欲を持つて仕事をやるものについては、これは私は切りかえさして仕事につかせる、こういう方向をとらざるべきだと思つて、これは実はいずれ次の機会に、昨年私どもが法律を改正いたしました海運二法の問題についても、実は六六グループと非グループの連中との問題がいま相当深刻な問題になつて、ですから、それは当然またいずれかの機会にお互いに意見を交換をするとしても、当面するこの港湾労働の問題を含んで港湾産業の問題については、やはり政府がそういう積極的な立場で行政指導をするということ、ぜひこれは希望しておきます。

それから常用化への方向ということではない、けつこうなんでありまして、これには単にひもをつけたと、率直にいえば、何々会社の職員にする、従業員にするというだけでは、私はやはりこの問題は解決をしない。そこには賃金の問題もあるだろうし、あるいは寮、住宅等の問題も当然生まれてくると思う。先ほどの造船法の際にも申し上げた、荷役をする際の労働条件、作業条件、労働環境、そういうようなものややはりよくならなければ、私は問題は解決しないと思つて、そういう意味で現在の、先ほど警察庁からも一部御答弁がありました、従来の手配師というのは明らかに職業紹介違反であることは、これは間違いがないわけですが、そういうことをなくしようというのが今回の法律改正の趣旨でもあります。私どもも全面的に賛成をしておられるわけがあります。そこで、運輸省としては、いまのまず作業条件を改善するといふ中で、港の労働者に対する、そういう施設をするための融資の条件あるいは政府が業界に対する積極的な指導体制、そういうものを行なわなければならぬと思つておりますが、今日までどういふふうにしたのか、あるいはこれからどうやらうとするのか、その点もあわせてひとつ御報告をいただきたい。

○政府委員(佐藤肇君) ただいまお話がございまして、確かに労働条件の改善という意味におきまして、住宅なり、また休憩所その他のものをつくつていくことが必要でありまして、これにつきましても、すでに料金改定の際に、福利厚生施設のための分担金というものをきめまして、これを一トシ当たり、雑貨については一円というふうなこと、その他バラ荷についてはまた五十銭から一円までの間にあるわけでございますが、そういうものを積み立てておられて、これらが財団法人としての六六港においては港別、また、その他の地方におきましては海運局の管轄別になつてございまして、そういうところが福利厚生協会という財団法人をつくりまして、そこが休憩所なり病院なり、また住宅のための用地を取得するといふようなことをやつておられるわけでございます、こういう制度を通じまして厚生施設の充実をはかつていきたい。

それから実は、四十年年度予算におきましては、

このほかに運輸省が補助をいたしまして、福利厚生分担金というものを倍にいたしましたして住宅をつくっていきたいという新しい要望をしたわけでございますが、これは補助金等に対する整理という方針のほうが強いつきでございましたので成立いたしませんでしたが、労働省におきましては、雇用促進事業団から融資をいたしまして、別途港湾労働者の住宅をつくることになっております。労働省とともに力をあわせて福利厚生施設を充実していきたいと考えているわけでございます。

○相澤重明君 いまの厚生会等に仕事をさせるということになったと思うんですが、それは指示を、運輸省として通達を出したんですか。それとも単なる協力を要請したということなんですか。それから、それをいつ出したのか、お答えをいただいて、その資料を私は当委員会に出してもらいたい。それから雇用促進事業団が、いわゆる港の労働者関係に対するところの厚生施設に対する全国的な、どういふ地域にどの程度のものを目ざされていのか、労働省と御相談をされてその資料を御提出をいただきたい。最初にひとつ御答弁をお願いしたい。

○政府委員(佐藤肇君) この福利厚生協会につきましては、料金の値上げのときに、たしか昭和三十六年だと思いましたが、それからこの協会を確立することを勧奨いたしました次第でございます。三十八年度、九年度並びに四十年年度以降のおおのの事業計画を持っておりまして、次の委員会までに資料として提出したいと思っております。

○相澤重明君 それから運輸省は、先ほどの警察庁がお話しなされた、全国の中では七十四団体というふうな団体、一応暴力団という名前を持っておるものがあるというふうなことについては、御承知なんですか。

○政府委員(佐藤肇君) これにつきましても、私どもは直接知っているわけではございませんが、いろいろ新聞紙上その他で知っておるということでございます。

○河野謙三君 関連して。先ほどから港の暴力の話がありますが、一本暴力というのとはどういふ範囲を考へておられるか。私は、港の暴力排除の場合に一番問題は、暴力を背景とするというか、力によって不当に搾取をしておる。これが私は暴力の中に入らなければ意味がないと思うんですが、警察庁のほうは、そういうですね、経済問題といえは経済問題ですが、不当な搾取をしておると、こういうものは暴力の中に入りませんか。

○政府委員(日原正雄君) いまお話しのことばの中で、暴力でもって搾取をしておるということになると、入るわけでございます。それから、その搾取の形態がいろいろな特別法なり、その他いろいろな法律違反ということが入ってまいりますと、これも私どもの、まあ私どものほうはもっぱら法律違反ということをやっておるものですか、その面での形態によると思っております。

○河野謙三君 そういふ警察庁の解釈は当然そうだと思いますが、そうしますと、暴力の範囲というのは非常に狭いんです。港の実態から見ると、そんなことで港の暴力の排除なんてなかなかできませんよ。そんなものは限られたものです。そこで私は、運輸省でも少し港作業の実態をしょうちゅう調査されていると思う。たとえ港別に賃金がどのくらい違うか。それが一般の同じ労働者の賃金とどのくらいの差があるか。それからその中間の搾取といいますが、中間で抜かれる分が一体どのくらいであるか。こういうものを経済常識とどのくらい離れておるか、こういうものをを出しまして、それが一般の経済常識と非常に離れた不当な安い賃金であったり、また不当に中間の搾取が多かったり、こういうものがあるわけですか。

〔理事前田佳都男君退席、委員長着席〕
私はあると思う。あれば、なぜそういうものがあるかという、その背後には暴力というものが作用しているというところに解釈をされる。かように解釈をされて初めて警察庁のほうにそれによっていろいろに積極的にやられるということであれば

いいけれども、いま現実に目の前で暴力が行なわれたというようなことを、ごく狭い範囲の対象にして、港の暴力の排除に備えておるということであつたらば、私は大して意味がないと思う。そこで、運輸省のほうでは、各港別の作業形態別に実態調査をやっておられますか。

○政府委員(佐藤肇君) これは隔年に、各港別に実態調査はやっております。ただし、いまお話がございましたように、中間の搾取がどれだけであるかというところまでは調査はいたしかねております。

○河野謙三君 これは私は、運輸省は当然なざねばらぬことを私はやらないと思つております。というのは、そういう作業形態別にあなたのほうで原価計算をして認可料金を出しているでしよう。そういう場合には、隔年なんということではなしに、毎月毎月、極端にいえば毎日毎日の作業形態別に作業の実態調査をやつていかなければ、そういう計算はできないではないですか。また、そういうことをやることによって、警察庁なり労働省なりと横の連絡をとっていくことが私は必要ではないかと思つております。これは人員の不足の関係でやれないのですか。それとも昔からの慣習で隔年に調査するということになつておるのですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐藤肇君) 大体私どももやっております業務そのものが監督行政でございます。詳しく内容まで常にか、それに料金なら料金がそのまます守られておるかというところまで厳格に調べておらないわけでございますが、料金の攷定の要望があまりなすときには、当然実態を調査しなければならぬので実態を調査する、こういうふうなことでやつておるわけでございます。また人員につきましても、そういうふうな調査に合う人員を持っておりますので、現状でもつてもう月ごとに全体の企業について調査するということは、人員の不足になるわけでございます。

○河野謙三君 そうすると、あなたのほうではそういうことはやっておられない。しかし、運輸省

全体から見れば、そういうふうな運輸行政の調査統計というふうなものを、どこか別のところでやつておるところがありますか。

○政府委員(佐藤肇君) これは官房に統計調査部がございます。ただ、その統計調査の資料と申しますのは、現地の出先機関から出てまいりましたのでございまして、こういう賃金が月々どのようなふうに変化していくかというふうなところまでは、当然その統計調査部ではやっておらないと思つております。

○河野謙三君 まあ過去は過去としまして、いま港と暴力という関係が大きく取り上げられて、これを正常な港の運営にしようという場合には、いま私が申し上げましたように、そういう調査から始めて、その調査の結果、不当な賃金がそこに出てきたり、不当な搾取が出てくるということ排除することが目的ですから、私は、これからはひとつ前向きにそういうことをあなたのほうでやりになるように何とかふうなされなければ、いままでのように警察庁のほうではただ目先で起つてきた暴力ということだけに備えるだけであつては、これは私は暴力の根元にいつまでたつたつて触れられないと、こういうふうにおつて思つては、私の申し上げることがよく御理解いただけたと思つておる。これは当然運輸行政として前向きにそういうこともやらなければならぬ、かように思つておるがね。

○政府委員(大久保武雄君) ただいま河野委員からお尋ねの問題は、港湾暴力団の行動ともかなり関係を持つてくる問題だと思つております。そこで、基準料金を設定するわけでございますから、その後それがいかに労働者に対して支払われていくかというところまでチェックしていくべき筋合いであるうと、かように考えるわけでございます。ただいまの行政組織の実態からいたしますと、あるいは労働者の賃金問題の一環として調査されるべきものかとも存じますけれども、しかし、今回港湾労働法等を整備いたします機会に、

関係省協議をいたしまして、ただいま御指摘の点を十分追及していくような体制を検討いたしたいと考えております。

○河野謙三君 運輸行政の中で、いかにも港灣の問題は大きな問題であるから、私は、当然そういう、いま私が希望いたしましたようなことはやうしてもらわなければいかぬ。農林省での牛乳の生産費が幾ら、野菜の生産費が幾ら、米の生産費は幾らである、こういうことは常にやはりこまかく検討しているように当然運輸省ならば港灣の実態というものは、私は調査しておくべきことが妥当だと思ひます。

私は、関連と離れましてちよつと一言だけ。それからもう一つはね、やはり物価の問題と関係がありまして、港灣の作業賃とか、倉庫料とか、すべてこれは運輸省の認可料金ですね。これをいかにして上げないようにするか。ただ業者は圧力を加えるだけでなしに、原価計算的にこれが上がらないようにするということが、運輸行政の一つの私はやはり前向きな姿勢でなければいかぬと思ふ。ところが、最近の例を見ても、各港で盛んに埋め立て等がありますね、その場合に、えらい坪二十万円とか、二十五万円というところまでどんどん払い下げをして、そうしてそこに倉庫をつくり、岸壁をつくる。大資本だから過去において償却し切つたものがあるから、それは採算に合はなくても、あるいはそういうものがそろばんに合うかも知れぬけれども、しかし、そういう例がどんどん出てきますと、これを基礎にして坪二十五万円なら二十五万円の払い下げの土地を基礎にして——これは事実ですから——それを基礎にして、その上に鉄筋コンクリートの家を建てた。そうすると、坪三十五万円かかりました、四十万円かかりました、それを基礎にして今度は作業賃を計算するということになると、これはもう押えようたつてどんどん上がる一方ですね。そこに私は、国家の権力といひますか、運輸省の権力の届く範囲におきましては、こういうものをただ野方図に、入札で、幾らでもかまわないから、高いと

ころに落とすのだというようにでなしに、そこに、政策的なあれがあつてもいいんじゃないか。特にこの問題は、中小企業とか、こういうものに優先的にそういう埋め立ての土地は、国有地のもちろん、各府県の実態に応じて埋め立てたものにつつましても、そういうふうな積極的に指導する。それで安く払い下げたからには、そのかわりに作業賃は上げないぞ、倉庫料も上げないぞ、こういうふうにしていけばいいと思ふ。どうもそういう配慮が払われないで一般の民間の土地の売買と同じように、入札で高いところにとんとん落としていく。そうしてあとの倉庫料なり、作業賃というものは、今度はあなたのほうで認可料金を押さへていこうというふうな意図は少しもないわけなんです。こういうことにつつまして、私は、もうここですぐ御答弁をいたさうとは思ひませんが、せめて、そういうことに対して、もう少し積極的に配慮すべきだと思ひますけれども、どうお考えになつていますか。

○政府委員(佐藤肇君) この問題、おっしゃられるとおりでございます。過去におきまして、東京の倉庫に、一つのそういうふうな非常に高い、入札の結果、土地を買つたという実例がございます。その後東京におきまして、東京都の港灣局と話し合ひをいたしまして倉庫、そういうふうな港灣に直接関係のある施設につつまして土地を払い下げるときには、いまの入札ということではなくして、これはかかった金はあるわけでございますから、その範囲内で極力安くして、倉庫については届け出料金でございますが、やはりこの届け出をこちらが認めるといふ行政措置がございますので、そういうふうな料金を上げるということをやらぬでくれというふうなことで、実際その後、そういう高い入札をやつたことはございせん。

もう一つ、神戸港におきまして、摩耶埠頭をつくりましたときに、同じような問題がございます。これは売却ということでまいつたわけでございますが、非常に高い土地になり、それで売却ではなくて貸し付けという手段に変えてもらひまして、これもいまのような高い土地代を払わせないという指導をしてまいつたわけでございます。ただ、これはわれわれとしても、いまおっしゃられたのはそのとおりでございますので、その御趣旨に沿うように努力をする考えでございますが、最近、だんだん施設をつくるところが深いところになつてまいりまして、また地盤の悪いところが非常に残されておるといふようなことから、どうも埋め立ての原価が上がつてまいりますわけです、公共団体も、その点ではある程度もうけるという意味ではないのですが、高い金で売らなければ資金の回収ができないというふうな現実の悩みはございます。しかし、いまおっしゃられた御趣旨で強力に指導してまいりたいと思ひます。

○河野謙三君 それは、あなたと私は全く意見が一致して、現に、あなたはそういう方向でやつていらつしやるということ、これは非常に喜ばしいのですが、あなたのほうの行政指導だけで済みますか。私は、場合によつたら、そういう趣旨の法律が必要ではないかと思ひますが、法律は必要ありませんか、その趣旨を徹底させるために、それはどうですか。

○政府委員(佐藤肇君) 東京都におきましては、現在港灣地帯の大きな埋め立てをやつておられるわけでございますが、その趣旨を徹底させた条例をつくりまして、いまの御趣旨が実現できるようになつておられるのではないかと思ひます。ただ、これを全面的に国の法律でやるかどうかといひますと、これは企業の種類のおのづかみとして、公平の原則からいって妥当かどうかという問題があると思ひますので、この問題は検討いたしたいと思ひます。

○河野謙三君 それは十分検討してください。新産都市等の関係もありまして、東京だけそうやつても、全国各府県——また、県によつては非常に貧乏な果もありまして、財政の非常に恵まれた県もありまして、そこらのところをどう調整するか

といういろいろな問題から、いざれ私は、こういうものを——あなたと私と意見が一致したような趣旨を徹底させるために、国の予算的な裏づけにしようとするものはやらなければならぬ問題だと、これら思ふので、物価対策として必要ですよ、これは、ひとつ十分御検討いたしたい、かように思ひます。

○相澤重明君 オリソビツクるときには、だいが町をきれいにするという運動で非常によかつたと思ふ。あるいは道路を広く使う運動とかね。そういうことを終つたあと、今日になつてみると、何か一番大きな問題がなくなつたような気がして、どうもそういう暴力団関係の問題だけにしぼられてきたようだと思ふけれども、私は、人間が悪いことを反省してよくなることについては、率直にそれは受け入れてやるべきだと思ひます。それはただ法律に基づいてやるか、あるいは財団法人でやるか、いろいろあると思ひますが、人々みんながお互いによい社会をつくつていくことこそ、これは政治の大きな力だと思ひます。いま一番そういう地域社会の中で問題になつてくるのは、暴力団の問題とか麻薬の問題だと思ふ。そういう災いをなくしていくことが、この社会を明るくすることだと私は思ふ。そこで一つ聞いておきたいんだが、警察庁も、おわかりになつたらお答えいただきたいんですが、神戸市議会で、港の問題について、そういうことを議論したという新聞を私も見ておるんですが、そういうことは地元の神戸からは、それぞれば本省のほうに連絡はなかつたですか。これは両者からお答え願ひます。

○政府委員(佐藤肇君) この問題は、例の全港振が、いまの何といひますか、労務者を集めるために金を取つておつた、こういう問題でございます。神戸市に連絡いたしましたのは、その市会の問題になつたことでございますが、この内容につきまし

ては、昭和三十七年に、六大港灣の船込みがあつたときでございますが、そのときに、船内荷役につきまして労働者を確保するために、調整會議というもので、いろいろと各官庁、それから船主、港灣業者が集まって対策を練つたことがあるわけでございます。その中で、船主側から話がありまして、ギャングの口数を確保する、こういうことで月間四百五十万円という金を払うということにつきまして、全港振との間で話ができたといいことを、私のほうの海運局に持つてまいりましたわけでございます。海運局の見解といたしましては、これは料金ではない、しかし、そういうことで両者が話し合ひをつけて、荷役の口数を確保するということであれば、この非常態勢の中でやむを得ないだろうということが始まりであつたようでございます。その後、それが確保すべき口数がふえまして、現在は一千万円程度になつていふことでございます。

○政府委員(日原正雄君) 新聞で見ましたのと、現地から多少報告をとつております。

○相澤重明君 いまの運輸省の答弁は、当委員会、齋藤昇君が運輸大臣当時に、この船込み問題というのは討論をしたわけです。それで、国際収支にこのような状況ではマイナスになるということと、緊急措置を運輸省からとらしたことも事実です。しかし、料金であるから、手数料であるから、あつせん料であるから、といったところで、いずれにしても、それが関係のいわゆる荷役の問題なり、品物の料金に關係してくることは事実だと私は思う。そのような現在が船込みの状況にあるのかどうか。当時の齋藤運輸大臣が、船込み問題を当委員会に追及され、あるいは衆参両院の本會議で問題になつたようなそういう状況にあるのかどうか。あるとするならば、そういう問題の一方の方向が出るだろう、また、しかし、あつたとしても、この当時から見ればもう四年も三年もたつておるわけですから、そういう面を改善すべき余地はなかつたのかどうか。こういう点は、先ほど河野委員も船内荷役の料金の問題を一つとしてお

話されましたけれども、私は、やはり監督官庁としても、こういう問題、適切な措置を講じなければならぬ問題だと思つてございます。そういう点で、どう扱つておつたかということについて、運輸省から御答弁いただきたいのであります。警察庁のほうからは、新聞でござらんになつて、若干現地の御報告もいただいております。とてでありますが、そういうものが力の背景によつて出されておるものかどうか。つまり当時四百五十万円そこそこの金であつたけれども、いま運輸省の説明でも、一千万円になつておるといふことです。そういう不必然と思われようになつておるといふことは、先ほど局長が答弁されたそれぞれのケースによつても違ふと思つておるのか。これは神戸市議會でも問題になるくらいでありますから、おそろしく御報告を受けておると思つております。その点に對するお考えもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(日原正雄君) 私先ほど多少は報告を受けておると申し上げましたのは、私どもの立場をいたしましては、犯罪を構成するという形になりますればはつきり申し上げられるわけでございますが、現在のところ、事態を注視してございまして、捜査の段階にまだいく事件になつておられませんので、内容を話しただきなかつたわけでございます。事態を一応見守つておるといふ状況でございます。

○相澤重明君 これは、先ほど申し上げたように、港灣労働法等の關係の際に、十分お互ひに議論をすることだと思つておるが、常用化をはかるといつても、これは経営者の場合でも、なかなか資金的な面あるいは設備的な面でないへんなことなんです。できるだけ働く者の賃金を安くして、

しかも、常用化を少なくしておけば、これは普通の場合ならば経営者は楽なんです。しかし、それであつては近代的社会をつくることはできない。先ほど申し上げた船込み等の場合には、これは非常に大きな問題になつてくるわけなんです。そこで、やはりできるだけ近代社会の中においては、働く人の労働権を確保する、その人たちの生活環境をよくしてやる、こういうことはこれは為政者の当然責任になつてくるわけなんです。私ももうそういうことで国会でも議論をしておるわけなんです。したがつて、常用化ということが、政府が前向きな姿勢で法律改正等について出されても、いま申し上げた真に力を背景とした暴力団というものがあれば、そういう法律をたとえ制定しても阻止されることはあり得るのじゃないか。ましてや、その法律ができぬ場合には、何らかややはり業界自体も弱いものになつてしまふといふふうに考えられるわけなんです。そこで私どもとしては、こういうものは非常に重大な問題であるから、日本の民主化のまず一翼をになつて港灣労働問題については、徹底的に近代化への方向をとるべきだといふことについて、政府のそういう前向きな姿勢について、われわれ賛成しておるわけなんです。

そこで一つお伺ひしたいのは、たとえば、そういうその幾つかの会社があり、組があつて仕事をしておる。その組が、あるいは団体が、いま言った法律違反を犯し、しかも、これは暴力行為が伴つたということと警察庁から摘発をされて、そういう確かにある団体あるいは組はよくない、こういうようなことになつた場合に、運輸省は依然として、これは前の運輸大臣が認可をしたのだから、そのまま仕事をさせてもよろしい、こういうことになるのですか。それとも、そういう事態に至つては、新たに会社なりあるいはその仕事の内容に對して、先ほど河野委員の言うように、検討をされて、改善の命令を出すと、あるいはこれについて認可の取り消しをするとか、そういうようなことがあるのですか。

○政府委員(佐藤隆君) この法律、——この法律

というのは、実はこの港灣運送事業法でございますが、この法律または職業安定法の第四十四条の規定違反、労働供給の禁止でございますが、こういうことに違反をいたしましたして、罰金以上の刑に処せられたものはこれは免許を取り消されるということになるわけでございます。そのほか刑法上の罰を受けたもの、その他につきましては、当然法律によつて、これが仕事ができなくなるということ、法律に規定されておるわけでございます。

○相澤重明君 そこで私はやはり、おからだんだん海のほうにいまの問題が移つていつたわけがあります。これはまあ全國民的な立場で暴力団をなくそう、暴力行為をなくそう、こういう運動が進められておることは、たいへんよいことだす。そこでやはり擬装行為といふんですか、先ほど警察庁からお話のあつた、かくれみのによるそういう行為が、ふだんの場合にはかくれておつても、いざというときに起きるといふと、港の混乱というものが伴つてくる、こういうことを心配して、そういうことはなくす。また、一たん考え違ひの人があつても、そういうものはひとつ近代社会の中における問題として直していくと、こういうことが政治の中に取り入れられなければいけません。というので申し上げておつたのであります。いままでの御答弁で、非常に大事なことであります。港の問題の關係については、大事なこととてありますから、いづれその時期を見て、もちろん衆議院から上がつてきてからでないかと相談できまされけれども、そういう審議の際には、合同でこれらの問題を十分審議を尽くすように、これは私から委員長にあらかじめ要望しておきたいと思つておるのです。

そこで、先ほどの、警察庁のほうからも非常にはっきりした御答弁をいただくといふことは、な

かなかこれはむずかしいと思うのでありますが、でき得れば私は冒頭に返って、ひとつ、とにかくそういう暴力行為あるいは暴力団といわれるものをお互いになくしていくのが目的ですからね、そういう意味で、でき得れば中央ばかりでなくて各都道府県本部ですね、都道府県の警察本部と、そういう港の関係あるいはそこで働いておる労働者も含んで懇談会等を持って、みずからがそういう襟を正して直していく、こういうことが私はあるのが好ましいと思うのです。実は私、横浜でありますから、横浜のことを参考までに申し上げますと、先日、横浜の港のそばに、賭博等を行なう詰め所があった。ところが、その詰め所を暴力団といわれる人たちが、あるいは賭博行為を行なっておる人たちが自分の手でそれを取りこわした。つまり、私もはこういう悪いことはやりませんと、こういうふうなことを言われたというのが新聞に出て、また、県民の中からも非常によかったです、こう言われておるわけです。しかし、そのことが表面的でなくて、今度はそういう人たちが行きどろがなくなつたから港の中に入つていったということであれば、これはまた、ものもくあみに返つてしまふということでありまして、そういう人たちが正しい作業に、そしてこれからまた、ほんとうによくなるようにお互いに協力をし合う、こういうことが私は大事だと思ふ。

合が立ち上がつておる、暴力を追放しようということ。そういう人たちも含んで、よい社会をつくるように御努力をいただきたいと思うのですが、これは最後に局長から御答弁を願つておきたいと思ふ。それで私はきょうの質問を終わりたいと思ふ。

○政府委員(日原正雄君) お話のように、暴力追放は、各方面の協力を得なければ、ひとり警察だけではできないこととございます。特にお話のような地域社会が一丸になつて当たらんということでありませんと、なかなかこの追放は成功しがたいのでございます。そういう意味におきまして、警察でできる限りのことは御協力してまいら、また、そういう機運を高めることに今後努力してまいりたいと思ふ。

先ほどお話しのような、特定の港湾労働行政に關するいろいろな措置を講ずる会というふうなことになるかと、関係機関、非常に港湾関係多岐にわたりますので、また、警察があまり中心になることが、民衆から巻き起こつた機運というものが、いかにも警察が先頭に立つことによつてマインスになる面もあるわけでございます。私ども決して暴力追放のためにしり込みをしておるわけじゃないのですが、逆に、あれは警察がつくつた機関だといふふうにお思はれたんでは、これはまたあまり効果がないわけでございますので、そういう意味で、中心になつてやります機関は、特に労働行政、いろいろなむずかしい問題もあろうと思ふますので、それぞれの専門の方にやつていただくのが適當で、警察がこれを側面から強力にバックアップするという形をとりたいと思ふますが、お話のような全般の事柄といたしましては、私どもはそういう機運を盛り上げ、育てることに、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○相澤重明君 委員長にさつき要望しておいたことは、委員長から答弁してください。

○委員長(松平勇雄君) それじゃ、相澤委員からのお申し出に關しましては、理事会にはかつて適当に処理をいたします。

本案については、一応この程度にいたします。次回は、三月十八日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十二分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、トラック運送事業の免許制撤廃反対に關する請願(第九六九号)

第九六九号 昭和四十年二月二十六日受理
トラック運送事業の免許制撤廃反対に關する請願
請願者 名古屋市北区城東町七ノ一六一姫
路合同貨物自動車株式会社内 藤
本安治外六百六十二名
紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第八号中正誤
ハシ 段行 誤
三三 俸じ 正
七二 終わりきみる 正
四九 言いえは 正
八三 あなたに 正
四七 七んで 正
一終わりと論 正
二 世論 正
三三 立つて 正

第九号中正誤
ハシ 段行 誤
三一九 正新幹線が 正
五三 末 直剣 正
七三 ことた 正

昭和四十年三月二十二日印刷

昭和四十年三月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局